

政令第四十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律施行令

内閣は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第三条第一項並びに第十八条第四項第三号ただし書及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地中間管理事業の推進に関する基本方針）

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第二条 法第十八条第四項第三号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。

一 地方公共団体が、対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合

二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第六条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

三 農地法施行令第六条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

四 その他農林水産省令で定める場合

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第三条 法第十八条第四項第四号の政令で定める者は、前条第一号から第三号までに掲げる場合及び同条第四号の農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第二条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出しを「（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定

）」に改め、同条中「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体」に改め、「限る。

）」の下に「をいう。以下同じ。」又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成

二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。

第七十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農地中間管理機構

第七十八条第一項第十一号中「第八号」を「第九号」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第三条 農地法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管

理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する「農地中間管理機構」を加える。

（司法書士法施行令の一部改正）

第四条 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「あるもの」の下に「、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。第十五号において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十五 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業 農地中間管理

機構

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第五条 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「あるもの」の下に「、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。第十五号において同じ。）

」を加え、同条に次の一号を加える。

十五 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業 農地中間管理

機構

(旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第六条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号) 附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令(平成十三年政令第三百六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「限る。」の下に「、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。

(旧独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令(平成二十年政令第二百二十八号)第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十年政令第二百二十七号)第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑

資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第百十八条第五項の項中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構」に改める。

別表（第二条関係）

農用地	法第十八条第四項第三号イに掲げる要件
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
農業用施設の用に供される土地	その土地を効率的に利用することができることと認められること。